

## 岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会要綱

### (目的)

第1条 岡崎市における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の総合的な在り方についての意見聴取及び意見交換を行うため、岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 運営委員会は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を効果的に実施するため、次の方策に係る意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 活動プログラムの企画・充実、安全管理
- (2) ボランティア等の地域の協力者の人材確保
- (3) 広報活動等

### (出席者)

第3条 出席者は次に掲げる者のうちから、こども部長が選任する。ただし、10人以内とする。

- (1) 学校関係者
- (2) P T A関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 放課後児童クラブ関係者
- (7) 地域住民
- (8) その他こども部長が特に必要と認める者

2 出席者は、原則、最初にこども部長が依頼した年度から翌年度末まで、運営委員会に出席するものとする。なお、当該期間を超えてこども部長の依頼を受けて出席することを妨げない。

### (運営委員会の運営)

第4条 こども部長が開催を決定する。

2 原則として公開とする。ただし、当該会議が岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）第7条に規定する非開示情報を含む事項を取り扱う場合は、会議の全部又は一部を公開しない。

### (庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、こども部こども育成課が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。